

「工場からの排水がある場合の工場操業 停止命令の原則についての工業省布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。
日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

仏暦二五四六年・工場からの排水がある場合の工場操業停止命令の原則についての工業省布告

仏暦二五四六年三月二五日の閣議決定(内容省略)に従うため、以下の排水のある工場について、その排水が工場内もしくは工場周辺の人、財に危険、損害、重大な困苦を生じさせるおそれがあれば、責任機関は仏暦二五三五年工場法第三十九条第一段の内容に基づき、全ての、または一部の工場操業の一時的な停止、あるいは定められた期間内での改善、もしくは是正を命じることを検討する。

一、廃水処理システムがなく、もしくは廃水処理システム建設がまだ完了していない工場の操業により廃水を排出している工場

二、廃水処理システムを通さずに(バイパス)、工場の操業により廃水の全部または一部を排出している工場

三、損壊した、稼動していない、もしくは全廃水を処理するのに十分でない廃水処理システムを有する工場

四、工場周辺への排水禁止もしくは廃水処理システムの所有使用義務といった排水に係る工場操業許可書における要件に従わない工場

五、排水に係るコミュニティ及び/もしくは環境へのはっきりした損害を及ぼし訴えられている工場

六、排水に係る慢性的な訴えが続いており、審査の結果、訴えの根拠が事実である工場

七、仏暦二五三五年工場法の内容に基づき制定された工業省布告の基準に達しない廃水処理システムの工場

七・一、BOD値が二〇ミリグラム/リットル(mg/l)以下の基準が定められた種類の工場である場合、分析の結果、BOD値が二〇mg/lを超え、六〇mg/l以下であれば、第三七条に基づき改善を命じる。工場の改善は六〇日以内とし、その期限が過ぎても排水が定められた基準値に達していなければ猶予なく第三十九条第一段に基づく命令(操業停止命令)を出す。

七・二、分析の結果、BOD値が六〇mg/lを超える場合は、全ての工場について第三十九条第一段に基づく命令を出す。

工場の排水が危険、損害、重大な困苦を生じさせるかどうかは、生じた事実関係、もしくは環境保護面での学術的基礎を判断材料とする。

仏暦二五四六年五月二三日布告

マヌー・リアオパイラット

工業省事務次官